



みずの通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2018.11

平成30年分年末調整について

またまた年末調整の時期がやってきました。制度改正が大幅で多く、混乱が生じやすいです。

年末調整の時期に送られてくる書類について、例年通り、従業員さん用に書き方の説明書を作成しました。ご利用いただけたらと存じます。

さて、税務署から送られてきた書類は、「扶養控除等(異動)申告書」は平成31年分とあり、「保険料控除申告書」「配偶者控除等申告書」は平成30年分と書かれています。

これは、「保険料控除申告書」と「配偶者控除等申告書」は平成30年分ですので、今回の年末調整で使用しますが、「扶養控除等(異動)申告書」は平成31年分ですので、平成31年1月以後に支払う給与から天引きする源泉徴収税額を計算するための扶養親族の数を算定するのに用います。

年末調整で利用する「扶養控除等(異動)申告書」は、前年末か今年の初めに会社に提出した平成30年分を利用することになりますが、その間に内容の変更があれば、それを直に訂正するか、新たな用紙に記入して再度提出することになります。

今年の年末調整は、新たに「配偶者控除等申告書」が加わったことにより、例年と大幅に違うこととなります。

平成30年分の年末調整における配偶者控除及び配偶者特別控除

前年までは、配偶者控除は「扶養控除等の申告書」で行い、配偶者特別控除は「保険料控除兼配偶者特別控除申告書」から行いましたが、今年からは、配偶者控除及び配偶者特別控除は、「配偶者控除等申告書」に基づいて計算します

「配偶者控除等申告書」を見ますと、最初に「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」の欄があります。区分が(A)(B)(C)の3つに分かれています。(C)が900万円超1,000万円以下となっていて、1,000万円超の人の欄がありませんので、1,000万円超(年収ではありません)の人は提出不要となります。



次に配偶者の合計所得金額の見積額を記入して、配偶者が から のどの欄に該当するかを計算します。どの欄にも該当しない人は提出不要となります。



そして、一番下の欄で、縦の欄は区分 ですから本人の合計所得金額による区分、横の欄は区分で配偶者の合計所得金額の区分、その交わるところが控除額となります。

「平成31年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」

「平成31年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」とは、前述しました「配偶者控除等の申告書」の一番下の欄の「控除額の計算」の欄の区分 のAの に該当する人、つまり38万円(48万円)控除が適用される人です。これに該当する人だけが、月々の給与計算をする際に扶養親族として1カウントされ、甲欄を適用することになります。

それ以外の人は、月々の給与の支払いの際には何ら控除はないですが、年末調整の際、別途、「配

偶者控除等の申告書」の提出を受けて、配偶者控除または配偶者特別控除の計算をすることになります。

用語の改正と説明



用語の定義が変わります。混乱しないよう新旧対照表を作りました。

旧	新	内容
控除対象配偶者	同一生計配偶者	本人と生計を一にする合計所得金額が 38 万円以下の配偶者 障害者に該当する場合は障害者控除が適用できます。 「扶養控除等の申告書」の C 「障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生」に○を付ける欄があります。
(新設)	控除対象配偶者	同一生計配偶者のうち本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の配偶者 言い換えれば、同一生計配偶者のうち本人の合計所得金額が 1,000 万円を超える配偶者は控除対象配偶者になれないということです。でも、障害者に該当すれば、障害者控除が受けられます。
(新設)	源泉控除対象配偶者	本人と生計を一にする配偶者で合計所得金額が 85 万円以下の人で、本人の合計所得金額が 900 万円以下の人（つまり控除額が 38 万円（48 万円）になる人） 月々の給料計算で扶養親族としてワンカウントされる人です。

「同一生計配偶者」という言葉を聞けば、通常の人、生計を一にする配偶者だと思ってしまう。命名が安易すぎると思いました。「生計を一にする配偶者のうち、同一生計配偶者を除く」などと禅問答みたいになってしまいます。

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」のマイナンバー記載の省略

今年の扶養控除等の申告書においても原則、本人及び扶養親族等のマイナンバーを記載することになりますが、前年にマイナンバーを記載して扶養控除等の申告書を提示した人は、「マイナンバーは給与支払者に提供済みのマイナンバーと相違ありません」と記載することで、記載を省略することができます。

新入社員については、今まで通りです。

- 1 マイナンバーカードまたは通知カード、免許証の写しなどで番号の確認、本人確認しなければなりません。
- 2 控除対象配偶者、扶養親族のマイナンバーについては、本人が確認しているということで会社側の確認義務はありません。

ほっと一息

岐阜は濃尾平野の終点か、始まりか。愛知県側の人にとっては終点であり、岐阜県側の人にとっては始まりでしょう。視点によって見方が変わるということかもしれませんが、梅林公園の裏手の山を登り、そこから南に広がる濃尾平野を一望すると、岐阜は濃尾平野の始まりだと感じていました。やはり始まりの方が、ロマンがあります。



おりたちて 今朝の寒さに 驚きぬ
露しとしとと 柿の落葉深く（伊藤左千夫）